

審査基準及び標準処理期間

所属名	生活衛生課動物愛護係
内線番号	4763

No.	項目	内容
①	処分名	特定動物の飼養又は保管の許可
②	法令名	動物の愛護及び管理に関する法律
③	法令番号	昭和48年法律105号
④	根拠条項	第26条、第28条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城北保健所長、乙訓保健所長、山城南保健所長、南丹保健所長、中丹西保健所長、中丹東保健所長、丹後保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第二十五条の二(特定動物の飼養及び保管の禁止) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。)は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可(第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第二十六条(特定動物の飼養又は保管の許可) 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第二十八条(変更の許可等) 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>
⑦	審査基準	<p>第二十七条(許可の基準) 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合すること。</p> <p>二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合すること。</p> <p>三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者 ハ 法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その許可に条件を付することができる。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行令 (昭和50.4.7政令第107号) ・第3条</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日(条例規定時の処理期間準用)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	生活衛生課動物愛護係(075-414-4763)
⑬	備考	